

短期入所施設「桑の里」運営規程

(事業の目的)

第 1 条 短期入所施設桑の里（以下「施設」という。）が提供する介護サービスは、介護保険法の理念に基づき、病気や怪我などにより、家庭において寝たきりやそれに準じる状態にある者（以下「要介護者等」という。）に対して、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護により入浴、食事、機能訓練、介護予防などの各種のサービスを提供することによって、ご利用者等の生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図るとともに、そのご家族の身体的、精神的な負担の軽減を図ることを目的とします。

(運営の方針)

- 第 2 条 短期入所生活介護事業及び介護予防短期入所生活介護事業を、他の事業から独立して位置付け、人事・財務・物品等の管理については、管理者の責任において実施することとします。
- 2 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者、各保険医療機関、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス事業者などとの連携を図り、協力と理解のもとに総合的なサービスの提供に努めるものとします。
 - 3 緊急の事態にも柔軟に対応できる体制を整備します。

(事業所の名称等)

- 第 3 条 サービスを実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりです。
- (1) 事業所の名称 短期入所施設 桑の里
 - (2) 事業所の所在地 新潟県上越市大字京田字三角田 134 番 1

(職員の資格)

- 第 4 条 施設に従事する者の資格は次のとおりです。
- (1) 管理者 社会福祉施設長資格、社会福祉士又は社会福祉主事及びその任用資格
 - (2) 生活相談員 社会福祉士、精神保健福祉士又は社会福祉主事任用資格者
 - (3) 看護職員 看護師又は准看護師
 - (4) 機能訓練指導員 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師（准看護師）、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師
 - (5) 介護職員 介護福祉士、実務者研修修了者、訪問介護員 1 級・2 級
介護職員初任者研修課程修了者

- | | |
|---------|------------|
| (6) 運転員 | 第一種大型免許 |
| (7) 栄養士 | 栄養士又は管理栄養士 |
| (8) 調理員 | 調理師免許又は栄養士 |

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第 5 条 施設の管理者及び職員を次のとおり配置し、職務内容を次により定めます。

- (1) 管理者を 1 名配置し、職務内容は次のとおりです。

管理者は、所属職員の指揮監督をし、関係機関との連携を図り、設備や備品の衛生管理を図り、併せて緊急時の対応を行うなど、適切に事業を実施できるよう、総括します。
- (2) 生活相談員を常勤で 1 名以上配置し、その職務内容は次のとおりです。
 - ① ご利用者の受入れに関すること。
 - ② ご利用者の介護計画に沿ったサービスの提供に関すること。
 - ③ ご利用者又はご家族の相談、助言に関すること。
- (3) 看護職員・介護職員を常勤換算法 1 2 名以上（内看護職員 1 名以上）配置し、その職務内容は次のとおりです。
 - (イ) 看護職員
 - ① ご利用者の健康チェックに関すること。
 - ② ご利用者の看護、保健及び衛生管理に関すること。
 - (ロ) 介護職員
 - ① ご利用者の介護計画における各種サービス提供に関すること。
 - ② ご利用者の機能訓練の援助に関すること。
 - ③ ご利用者の介護、介助に関すること。
- (4) 機能訓練指導員を専任で常勤 1 名以上配置し、その職務内容は次のとおりです。

ご利用者のサービス計画における機能回復及び介護予防に関すること。
- (5) 医師を週 2 日以上、1 日 2 時間以上 1 名配置し、その職務内容は次のとおりです。

ご利用者の健康管理に関すること。
- (6) 運転員 1 名以上配置し、その職務内容は次のとおりです。
 - ① ご利用者の送迎に関すること。
 - ② 車輛の維持管理に関すること。
- (7) 調理員 2 名以上配置し、その職務内容は次のとおりです。

ご利用者の給食調理に関すること。
- (8) 事務員 1 名以上を配置し、その職務内容は次のとおりとする。

ご利用者に関しての事務全般に関すること。

2 前述（１）から（８）は兼務者を含みます。

（協力病院）

第 6 条 協力病院は次のとおりです。

名 称	「上越地域医療センター病院」
住 所	新潟県上越市南高田町 6 番 9 号
電話番号	0 2 5 - 5 2 3 - 2 1 3 1
診療科目	内科・外科・整形外科・リハビリテーション科

（営業日及び営業時間）

第 7 条 施設は年中無休、24 時間営業をしています。尚、利用相談、送迎サービスの利用時間及び利用料金の支払等の窓口業務は、次の営業日及び営業時間内においていたします。

（１）利用相談

相談日	年中無休
相談時間	午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 3 0 分

（２）送迎サービス

送迎実施日	年中無休
送迎実施時間	午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 3 0 分

（３）窓口業務

営業日	土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始 (12 月 30 日から 1 月 3 日) を除いた日
営業時間	午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 3 0 分

（実施単位及び利用定員）

第 8 条 実施単位及び利用定員を次のとおりです。

単独型の利用定員 35 名。

（短期入所生活介護の内容）

第 9 条 提供する短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容は、次のとおりです。

（１）身体介護に関すること。

- ① 食事の介護。
- ② 衣類脱着の介護。
- ③ 入浴の介護。
- ④ 機能訓練に関する介護。

- ⑤ 排泄の介護。
- (2) 食事に関すること
栄養管理に基づいた食事の提供
- (3) 機能訓練に関すること
専任の機能訓練指導員による生活リハビリを中心とした機能訓練の提供
- (4) 送迎に関すること。
ワゴン車などによる送迎。
- (5) 相談、助言に関すること。
 - ① 健康管理による相談、助言に関すること。
 - ② その他必要な相談、助言。

(利用料その他の費用の額)

第10条 短期入所生活介護事業及び介護予防短期入所生活介護事業を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定めた告示上の基準の額とし、代理受領サービスの場合は利用料の1割（一定以上の所得がある方は2割）を本人負担額とします。

2 保険対象外費用については次のとおりです。（ご利用者10割負担）

① 滞在費（1日あたり）

多床室（2・4人部屋）

第1段階	— 円
第2段階	370円
第3段階	370円
第4段階（基準費用）	840円

従来型個室

第1段階	320円
第2段階	420円
第3段階	820円
第4段階（基準費用）	1,360円

② 食費（1日あたり）

第1段階	300円
第2段階	390円
第3段階	650円
第4段階（基準費用）	朝食 570円
	昼食 770円
	夕食 570円

③ 個別選択によるレクリエーション材料費 実 費

④ 個別選択による送迎費（サービス提供の実施地域外）片道

	1, 300円 (税込)
⑤ テレビ	実 費
⑥ 電化製品持込料 (1日あたり1品につき)	54円 (税込)
⑦ 個別選択によるクリーニング料金 (外部委託)	実 費
⑧ 個別選択による理美容代	実 費
⑨ 領収証再発行料 (1通につき)	540円 (税込)

3 前2項①②は保険者が交付する介護保険負担限度額認定証をお持ちのご利用者は認定証に記載されている段階の負担額 (負担限度額) となり、それ以外のご利用者は第4段階 (基準費用) となります。但し、1日の食費が負担限度額よりも低い場合には、その金額が負担額となります。

4 前2項に掲げる費用の支払を受ける場合には、ご利用者又はご家族に対して事前に文書を用いて説明したうえで、支払に同意する旨の文書に署名 (記名押印) を受けることとします。

5 前2項④の交通費の詳細は相談員にお聞きください。

7 前2項⑤については、施設内にて販売のプリペイドカードを購入していただき、ご利用していただきます。

8 前2項⑥の料金は滞在費に含まれない電化製品等の光熱費相当額です。尚、電化製品の内容は、相談員にお聞きください。

9 前2項⑦はご利用者の選択により洗濯物を外部委託した場合の料金です。詳細は、相談員にお聞きください。尚、ご利用者の私物の洗濯 (身の回り品) については、原則施設で対応させていただきますが自立支援という観点からご家族又は、ご利用者にてお願いする場合があります。

施設で対応する洗濯物の詳しい内容は、別紙をご覧ください。

(通常の事業実施地域)

第11条 通常のサービス提供の実施地域は下記に定めるとおりです。なお、同地域外にお住まいのご利用者にサービスを提供する場合には、交通費を徴収する場合がありますが、その際には事前に説明し、同意を得るものとします。

通常の事業の実施地域

上越市・・・高田地区 (高田、新道、金谷、諏訪、和田、津有、春日、三郷、高士)

直江津地区 (直江津、五智、有田、八千浦、保倉、北諏訪、谷浜、桑取)

(苦情処理)

第12条 ご利用者及びそのご家族は、施設より提供されたサービスに関して苦情がある

ときは、施設、担当居宅支援事業者、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

- 2 施設は、提供したサービスについてご利用者及びそのご家族から苦情の申し立てがあった場合は、迅速かつ誠実に対応いたします。また、施設は、ご利用者及びそのご家族が苦情を申し立てたことを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。
- 3 施設の苦情相談窓口は事務所にあります。
- 4 施設は、苦情の申し立てがあった場合は、次の手順によりその解決を図ります。
 - ① ご利用者及びそのご家族や職員からの事情聴取等により、事実関係を把握いたします。
 - ② 苦情に係る問題点を把握し、対応策を検討し、必要な改善を行います。
 - ③ ご利用者及びそのご家族に対し、調査結果や講じた措置の内容を、納得が得られるように説明いたします。尚、必要に応じて概要を記した文書を添えることといたします。
 - ④ 施設は、苦情の処理に際しては、必要に応じて市町村、県又は国民健康保険団体連合会へその概要について報告し、適切な対応について指示を仰ぎます。

（事故発生時の対応）

- 第13条 施設は、ご利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には速やかにご利用者のご家族、担当居宅介護支援事業者、市町村、県等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 2 施設は、事故が発生した場合には、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。
 - 3 施設は、ご利用者に対するサービス提供により発生した事故等によりご利用者の生命、身体、財産等に損害が生じた場合は、速やかにその損害を賠償します。ただし、事業者の故意又は過失によらない場合は、この限りではありません。

（緊急時の対応方法）

- 第14条 サービスの利用中、ご利用者に体調、病状に急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに契約書に添付した診断書を記載した主治医に連絡し、適切な処置を行います。また、主治医に対する連絡が困難である場合には、第6条に定めた協力病院に連絡をとり、緊急搬送などの処置を行います。

（非常災害対策）

- 第15条 管理者は、自然災害、火災、その他の防災対策について、計画的な防災訓練と

設備改善を図り、ご利用者の安全に対して万全を期します。

- 2 前項の実施について、少なくとも年2回以上の避難訓練を実施します。

(身体拘束について)

第16条 施設では、介護保険指定基準の身体拘束禁止規定に基づき、サービス提供時、ご利用者又は他のご利用者等の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他ご利用者の行動を制限する様なことは致しません。ただし、次の三項目をすべて満たす場合において、施設の幅広い職員の参加した検討会で判断することを原則とし、施設長、医師又はその他現場の責任者からご利用者本人又はご家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等をできる限り詳細に説明をし、十分な理解を得るよう努めます。実際に身体拘束を行う時点において、必ずご利用者及びご家族に対し十分な説明を行い、理解を得たうえで行います。又、緊急やむを得ず身体拘束等を行った場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録し、ご家族等に報告いたします。

- (1) ご利用者本人又は他のご利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いと思われるとき。
- (2) 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないと思われるとき。
- (3) 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであると思われるとき。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第17条 サービスの利用にあたり、ご利用者は次の事項についてお願いします。

- (1) 危険な場合は、担当職員の指示に従ってください。
- (2) サービス利用にあたり、指定の物品についてご持参願います。
- (3) サービス利用日の朝体温を計測し、その結果をサービス利用に先立って担当職員へお知らせください。
- (4) サービス利用日に先立って行う健康チェックの結果により、サービスの利用を見合わせる場合があります。
- (5) サービス利用にあたりご持参した物品については、紛失しないよう氏名を記載するなどして注意してください。

(その他運営にあたっての重要事項)

第18条 事業実施にあたっては、社会的使命を十分に認識し、職員の資質向上を図るため、研究・研修の機会を設け、適切なサービスの提供が行えるよう、職員の勤務体制を整えます。

- 2 職員はその職務上知り得た秘密を漏洩いたしません。また、職員との雇用関係が終了した場合においても、管理者の責任において、当該職員の知り得た秘密の保持を行います。
- 3 管理者は、提供した短期入所生活介護サービスについてご利用者から苦情があったときは、第12条に基づき迅速、適切かつ誠実に対応し、必要な措置を講じます。
- 4 ご利用者に対するサービスの提供、並びに運営の状態について地域の第三者による委員会を設け、定期的に評価を受けます。尚、委員会の構成並びに運営については、別途定めることとします。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

この規程は、平成28年7月1日から施行する